

住民基本台帳法が改正されました。

川 崎 市

平成18年11月から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する取り扱いが変更され、個人情報の保護に十分留意した制度として再構築されました。

1 閲覧することができる場合が限定されました。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が、法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- (2) 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村（政令市においては区）長がこれを相当と認める場合
 - ア 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い（※）と認められるもの
 - ※ 調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等（総務大臣が定める基準）
 - イ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの
 - ウ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村（区）長が定めるものの実施

2 閲覧に際して、次のことが義務付けられました。

- ・ 閲覧の利用目的、管理の方法、調査研究の成果の取扱い等の明示
- ・ 閲覧した事項の取扱者の範囲の明確化
- ・ 閲覧した事項の目的外利用、第三者提供の禁止
- ・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令の実施
- ・ 閲覧した者の氏名、利用目的の概要等の公表

3 違反行為に対する制裁措置を強化（過料の引上げ、刑罰規定の新設）しました。